

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書を確認したところ、利用料について法定代理受領であるときの本人負担額が2割又は3割となる場合があることの記載がないため、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
2	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書を確認したところ、苦情申立窓口について通常の事業の実施地域である市町村の記載がないため、記載すること。	岐阜地域福祉事務所
3	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書を確認したところ、通常の事業の実施地域を越えて介護保険サービスを提供するために要する交通費を徴収する旨の記載がないことが認められたため、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
4	共通	緊急時等の対応	緊急時対応マニュアル等を整備しておらず、利用者の病状の急変等が生じた場合の対応方法について明確にしていることが認められたため、緊急時対応マニュアルを整備し、利用者の病状の急変等が生じた場合の対応方法を明らかにすること。	岐阜地域福祉事務所
5	共通	運営規程	利用料について法定代理受領サービスであるときの本人負担額が3割となる場合があることの記載がないため、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
6	共通	運営規程	契約書に規定されているサービスの提供に関する記録の複写の費用について、明記されていないことが認められたため、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
7	共通	運営規程	キャンセル料を徴収する場合についての記載がないことが認められたため、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
8	共通	運営規程	その他の料金について、運営規程と重要事項説明書で内容が一致していないので、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
9	共通	勤務体制の確保等	性的な言動や優越的な関係を背景とした言動により従業者の就業環境等が害されることを防止するための措置を講じていないことが認められたため、必要な措置を講じること。	岐阜地域福祉事務所
10	共通	勤務体制の確保等（研修の機会の確保）	令和5年度の研修計画を策定していないことが認められたので、事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保すること。	岐阜地域福祉事務所
11	共通	利用料等の受領	領収書を交付していないことが認められたため、全ての利用者に対して領収書を交付すること。	岐阜地域福祉事務所
12	共通	秘密保持等	従業者の秘密保持について、在職中及び退職後であっても利用者又は家族の秘密を守ることを誓約する誓約書を徴していない者が認められたため、全ての従業者について誓約書を徴すること。	岐阜地域福祉事務所
13	共通	秘密保持等	個人情報使用に係る同意書について、利用者の家族の同意欄がなく、利用者の家族の個人情報使用の同意を得られていない、または、利用者の家族の同意欄はあるが、利用者の家族の同意を得ていないことが認められたため、全ての利用者及び家族から同意を得ること。	岐阜地域福祉事務所
14	共通	事故発生時の対応	医療機関を受診した事故について、県に報告していない事例があることが認められたため、今後は利用者の家族、市町村等に報告するとともに県にも報告すること。	岐阜地域福祉事務所
15	共通	苦情への対応等について	苦情相談の記録を残していないことが認められたため、苦情、要望等を受け付けた場合には内容、再発防止策等を記録に残し、職員に周知のうえ保管しておくこと。	岐阜地域福祉事務所
16	共通	記録の整備	契約書において、サービス提供記録の保管期間が2年間と規定されていたが、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、当該記録を整備した日（具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から5年間保存しなければならないため、記載内容を改めること。	岐阜地域福祉事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	訪問介護 訪問看護	訪問介護員等及び看護師等の員数	勤務表を確認したところ、併設の有料老人ホームの勤務時間との区別がされておらず、訪問介護員等及び看護職員が常勤で2.5以上であることが確認できなかったため、訪問介護員及び看護職員として勤務する時間帯又は時間数を明らかにした勤務表を作成し、確実に常勤換算方法で2.5以上配置されたことがわかる証跡を残すこと。	岐阜地域福祉事務所
2	訪問介護 訪問看護	訪問介護員等及び看護師等の員数	訪問介護員及び看護職員の資格証等を確認したところ、資格証等の写しがなく、資格があることを確認できない従業者が認められたため、入職時に必ず資格を確認し、資格証等の写しを保管しておくこと。	岐阜地域福祉事務所
3	訪問介護	サービスの提供の記録について	サービスの提供の記録を確認したところ、ある利用者について記録が確認できない期間があったため、指定訪問介護を提供した場合はその都度、提供した具体的なサービスの内容を記録すること。	岐阜地域福祉事務所
4	訪問介護	サービスの提供の記録について	サービスの提供の記録を確認したところ、サービス提供時の利用者の心身の状況についての具体的な記録がないことが認められたため、サービス提供時の利用者の表情、発言等の心理的变化の状況、身体的変化の有無、前回サービス提供時の相違点について特記する等の方法により、具体的に記録すること。	岐阜地域福祉事務所
5	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画を確認したところ、複数の利用者について訪問介護計画が作成されていないことが認められたため、サービスの提供開始日までに訪問介護計画を作成し、利用者の同意を得るとともに、利用者に交付すること。	岐阜地域福祉事務所
6	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画を確認したところ、居宅サービス計画に位置付けられている生活援助が位置づけられていないことが認められたため、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成すること。	岐阜地域福祉事務所
7	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画を確認したところ、具体的な日程、時間帯が記載されていないことが認められたため、適切に作成すること。	岐阜地域福祉事務所
8	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	全ての利用者について訪問看護計画書及び訪問看護報告書が作成されていないため、今後は適切に作成すること。	岐阜地域福祉事務所
9	訪問看護	訪問看護計画の作成	訪問看護計画書を確認したところ、利用開始日後に計画が作成されている事例や、利用開始日後に計画への同意がなされている事例が認められたため、必ず利用開始日以前に訪問介護計画を作成するとともに、利用者の同意を得ること。	岐阜地域福祉事務所
10	訪問介護	勤務体制の確保等	出勤簿を確認したところ、法人の代表者である管理者兼サービス提供責任者の出勤簿がなく、事業所で当該職種に従事した証跡が残されていないことが認められたため、管理者兼サービス提供責任者として従事した証跡を出勤簿等で確実に記録すること。	岐阜地域福祉事務所
11	訪問看護	勤務体制の確保等	勤務表について、管理者と訪問看護員を兼務する従業者について、それぞれの職種に従事する時間が区分されていないことが認められたため、兼務する従業者についてそれぞれの職務従事する時間を明確に区分した勤務表を作成すること。	岐阜地域福祉事務所
12	訪問介護 訪問看護	勤務体制の確保等	勤務表について、併設する有料老人ホームの職員として従事する時間帯又は時間数と、訪問介護員等又は看護職員として勤務する時間を分けて作成していた。また、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が明示されていないことが認められたため、今後は適切に勤務表を作成すること。	岐阜地域福祉事務所
13	訪問看護	緊急時訪問加算について	加算の算定に際し、書面で同意を得た証跡がないと認められたため、事前に利用者の同意を書面により得ること。	岐阜地域福祉事務所

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
14	訪問看護	指定訪問看護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱いについて	指定訪問看護事業所と同一の建物及び隣接する敷地内の建物に居住する利用者について訪問看護を行った際、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していない事例が認められたため、自主点検結果を報告するとともに、保険者及び利用者に対して過剰に請求した金額について返還の手続きを行うこと。	岐阜地域福祉事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	通所介護	従業員の員数	勤務表を確認したところ、利用者の数に対して確保すべき介護職員の勤務時間数を満たしていない日があることが認められたため、かかることのないよう厳重に留意するとともに、適切に介護職員を配置すること。	岐阜地域福祉事務所
2	通所介護	運営規程	食費の金額が運営規程と重要事項説明書及びパンフレットと異なっていることが認められたため、内容を改めること。	岐阜地域福祉事務所
3	通所介護	利用料の受領について	機能訓練に要する諸費用については、介護報酬の基本サービス費に包含されているが、機能訓練に係る費用を徴収していることが認められたため、今後は徴収しないこと。	岐阜地域福祉事務所
4	通所介護	勤務体制の確保等	勤務表を確認したところ、管理者と生活相談員を兼務する従業者について、それぞれの職種に従事する時間が区別されていないことが認められたため、それぞれの職務に従事する時間を明確に区分した勤務表を作成すること。	岐阜地域福祉事務所
5	通所介護	サービスの提供の記録について	サービスの提供記録を作成していないことが認められたため、指定通所介護の提供日、内容その他必要な事項を記録し、保管しておくこと。	岐阜地域福祉事務所
6	通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画書及びモニタリング報告書を確認したところ、個別機能訓練の効果等が記載されていないことが認められたため、当該利用者の変化・課題といった個別機能訓練の効果等についても評価を行い、記録すること。	岐阜地域福祉事務所
7	通所介護	個別機能訓練加算（I）ロについて	加算の算定にあたっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならない。貴事業所の勤務表を確認したところ、加配された理学療法士等が指定通所介護を行う時間帯に不在となる時間帯があった。については、加算の要件を確認し適切な算定を行うこと。要件に合致していない状態で算定した当該加算について自主点検を行い、保険者及び利用者に対して過剰に請求した金額について返還の手続きを行うこと。	岐阜地域福祉事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	短期入所生活介護	運営規程	ユニットの数及びユニットごとの利用定員の記載がないことが認められたため、内容を改めること。	岐阜地域福祉事務所
2	短期入所生活介護 短期入所療養介護	運営規程	居住費及び滞在費、食費の料金設定が現状の制度と合っていないことが認められたため、内容を改めること。	岐阜地域福祉事務所
3	短期入所療養介護	利用料の受領について	日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるが、介護報酬の基本サービス費に含まれている費用について徴収していることが認められたため、今後は徴収しないこと。	岐阜地域福祉事務所
4	短期入所生活介護 短期入所療養介護	勤務体制の確保等	ユニットリーダーとされている従業員がユニットケアリーダー研修を受講していないことが認められたため、2ユニット以下の施設の場合、ユニットリーダーのうち少なくとも1名はユニットリーダー研修を受講した者を配置すること。	岐阜地域福祉事務所
5	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護	非常災害対策について	定期的に避難訓練を実施しているが、実施した記録がないことが認められたため、訓練を実施した際は記録を残し、課題等の検討を行うこと。	岐阜地域福祉事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	福祉用具専門相談員の 員数について	福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2以上確保できていないことが認められたため、常勤換算方法で2以上確保すること。	岐阜地域福祉 事務所
2	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	運営規程について	貸与及び販売の提供方法について規定されておらず、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導について明示されていないため、内容を改めること。	岐阜地域福祉 事務所
3	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	運営規程について	福祉用具の搬出入又は特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合にそれぞれの措置に要する費用を徴収することおよびその費用の額について規定されていないため、内容を改めること。	岐阜地域福祉 事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	介護老人保健施設	運営規程	居住費及び滞在費、食費の料金設定が現状の制度と合っていないことが認められたため、内容を改めること。	岐阜地域福祉事務所
2	介護老人保健施設	勤務体制の確保等	ユニットリーダーとされている従業員がユニットケアリーダー研修を受講していないことが認められたため、2ユニット以下の施設の場合、ユニットリーダーのうち少なくとも1名はユニットリーダー研修を受講した者を配置すること。	岐阜地域福祉事務所
3	介護老人保健施設	介護について	週2回入浴の機会を提供又は清拭を行っているとのことであるが、介護記録を確認したところ、全入居者について一定の期間、入浴又は清拭を行った記録がなく、適切に入浴の機会を提供していたことが確認できなかったため、確実に記録を残すこと。	岐阜地域福祉事務所
4	介護老人福祉施設	非常災害対策について	定期的に避難訓練を実施しているが、実施した記録がないことが認められたため、訓練を実施した際は記録を残し、課題等の検討を行うこと。	岐阜地域福祉事務所
5	介護老人保健施設	介護保険施設サービスの取扱方針について	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していないことが認められたため、3月に1回以上委員会を開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	岐阜地域福祉事務所